

議案第42号

債権の放棄について（都市整備局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 3の各号の表に掲げる各債務者
- 2 債 権 の 内 容 市営住宅の入居に係る家賃及び損害金に係る債権
- 3 放棄する理由及び債権の額 次の各号に掲げる理由により、当該各号の表に掲げる家賃の額及び損害金の額の合計金12,002,957円の債権を放棄するもの

(1) 債務者らが破産しており、当該債権の弁済を受けることができる見込みがないため

	債務者名	住所	家賃の額	損害金の額
1	藤田 伸明	大阪市西成区千本北1丁目6番26号 千本北アパート 104	金148,200円	金41,074円
2	中道 昌代	大阪市城東区今福南4丁目11番2-208号	金389,800円	金158,400円
3	安原 美佐緒	大阪市住之江区南港中4丁目2番11-906号	金203,400円	—
4	新田 恵	大阪市淀川区加島1丁目2番2-709号	—	金698,529円
5	浅井 陽子	大阪市此花区高見1丁目7番16-1307号	金174,200円	金211,286円

6	重松 由香里	大阪市港区池島3丁目 10番25-307号	金187,600円	金297,932円
7	石川 佳生	大阪市淀川区三津屋南 2丁目4番2-304号	金219,000円	金238,803円
8	塩沢 敦子	大阪市淀川区宮原2丁 目12番14-1302号	金124,000円	金142,483円
9	谷田 綾子	堺市西区鳳北町6丁 355番地1	金576,000円	金111,338円
10	岩出 文夫	大阪市住吉区沢之町1 丁目9番10-508号	金207,219円	—
11	津田 昭	大阪市平野区长吉長原 西4丁目2番64-301 号	—	金144,846円
12	安河内 義典	大阪市住吉区庭井2丁 目21番5-306号	金112,312円	—

(2) 債務者らが死亡し法定相続人が存在せず、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	判明している最後の住所	損害金の額
1	仲辻 知賀子	大阪市平野区喜連西4丁目1番30-204号	金147,000円
2	一入 八重子	大阪市西成区津守3丁目5番18号 津守病院	金1,067,703円

(3) 債務者らの所在が不明であり、かつ、当該債権の消滅時効の期間が経過しているため

	債務者名	判明している最後の住所	損害金の額
1	宮内 義治	大阪市平野区长吉長原東3丁目11番14-204号	金176,064円
2	田村 朋子	大阪市住之江区南港中5丁目3番44-802号	金593,897円
3	田村 亜希子	大阪市住之江区南港中5丁目3番44-802号	金593,897円
4	宮垣 孝志	大阪市西成区萩之茶屋1丁目4番22号 アップルハウス 916号	金541,242円
5	武田 雪信	大阪市大正区鶴町4丁目3番10-502号	金350,100円
6	堀 勇次	大阪市平野区长吉長原西3丁目2番8-402号	金216,780円
7	井ノ口 嘉昭	大阪市大正区鶴町3丁目7番3-207号	金891,570円
8	酒井 晴代	大阪府富田林市楠風台2丁目12番5-303号	金1,509,053円
9	松本 健作	大阪市西成区玉出西2丁目10番22-1003号	金186,893円
10	北田 勝宏	大阪市住吉区万代6丁目14番12-303号	金655,243円
11	川崎 仁	大阪市住吉区浅香2丁目1番9-605号	金687,093円

令和3年2月10日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

市営住宅の入居に係る各債務者に対する家賃及び損害金に係る債権を放棄するため、

この案を提出する次第である。